

令和7年度 指名停止措置

業者名	所在地	指名停止等の区分	指名停止期間	措置要件	指名停止等の理由
大日コンサルタント株式会社 滋賀事務所	滋賀県大津市御幸町5-27	指名停止 1月	令和8年3月5日から 令和8年4月5日まで	<p>栗東市建設工事等指名停止基準第2条の別表第2の(4) ※独占禁止法違反行為に基づく措置基準 ◇独占禁止法違反 (指名停止の期間1カ月)</p> <p>栗東市建設工事等入札参加停止基準の運用について7別表第2関係 (4)適用</p> <p>(4)別表第2第4号から第6号までおよび第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。</p>	大日コンサルタント株式会社は、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号	指名停止 1月	令和8年3月5日から 令和8年4月5日まで	<p>栗東市建設工事等指名停止基準第2条の別表第2の(4) ※独占禁止法違反行為に基づく措置基準 ◇独占禁止法違反 (指名停止の期間1カ月)</p> <p>栗東市建設工事等入札参加停止基準の運用について7別表第2関係 (4)適用</p> <p>(4)別表第2第4号から第6号までおよび第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。</p>	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社は、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
株式会社トーニチコンサルタント 滋賀事務所	滋賀県近江八幡市丸の内町6-22	指名停止 1月	令和8年3月5日から 令和8年4月5日まで	<p>栗東市建設工事等指名停止基準第2条の別表第2の(4) ※独占禁止法違反行為に基づく措置基準 ◇独占禁止法違反 (指名停止の期間1カ月)</p> <p>栗東市建設工事等入札参加停止基準の運用について7別表第2関係 (4)適用</p> <p>(4)別表第2第4号から第6号までおよび第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。</p>	株式会社トーニチコンサルタントは、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。